

橋本市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (17年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B / A	(参考) 16年度の人件費率
17年度	人 69,741	千円 24,773,811	千円 39,501	千円 5,903,939	% 23.8	% 24.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

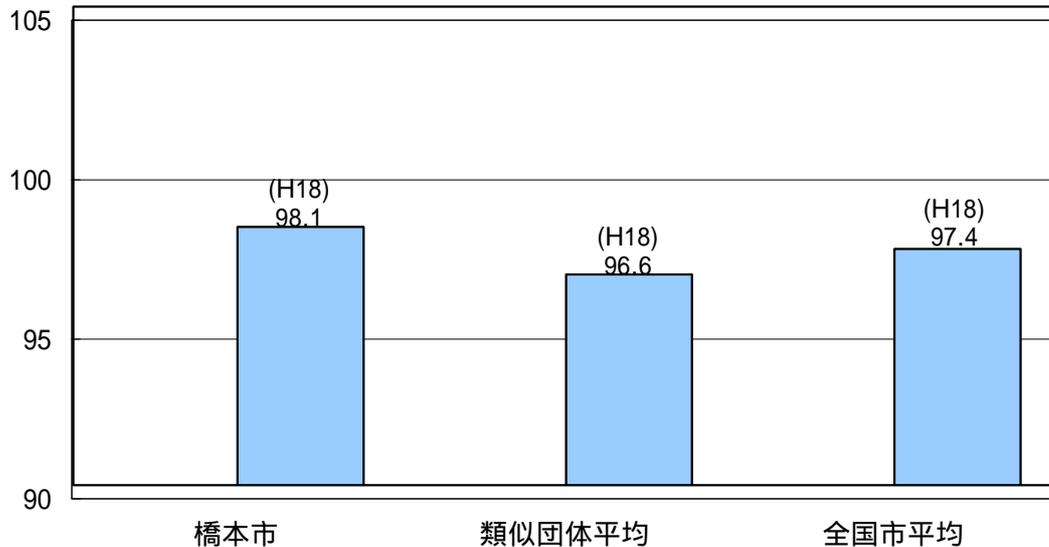
区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末 勤勉手当	計 B		
17年度	人 634	千円 2,516,392	千円 524,014	千円 1,047,432	千円 4,087,838	千円 6,448	千円 6,452

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成17年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

平成18年3月1日に「旧橋本市」と「旧高野口町」とが合併し、「橋本市」となったため、平成17年度以前の数値等は、一部省略しています。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（18年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
橋本市	45.3 歳	363,118 円	444,671 円	383,083 円
和歌山県	43.0 歳	353,257 円	421,231 円	389,307 円
国	40.4 歳	328,477 円		381,212 円
類似団体	43.4 歳	345,483 円	404,225 円	378,417 円

技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
橋本市	42.7 歳	329,714 円	372,981 円	354,649 円
うち 清掃職員	41.8 歳	336,441 円	398,403 円	369,670 円
うち 学校給食員	33.1 歳	261,434 円	295,300 円	287,540 円
うち その他	43.8 歳	332,002 円	366,826 円	352,761 円
和歌山県	48.4 歳	349,340 円	390,523 円	374,335 円
国	48.4 歳	286,500 円		318,595 円
類似団体	47.8 歳	318,854 円	348,468 円	336,757 円
民間事業者平均	50.8 歳		310,549 円	

小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
橋本市	42.7 歳	343,212 円	368,669 円
和歌山県	47.0 歳	417,239 円	472,384 円
類似団体	43.8 歳	349,486 円	373,182 円

消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
橋本市	41.4 歳	337,005 円	419,033 円
和歌山県			
国			
類似団体	41.0 歳	328,775 円	398,026 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(18年4月1日現在)

区 分		橋本市	和歌山県	国
一般行政職	大学卒	165,094 円	173,825 円	種 179,200 円
				種 170,200 円
	高校卒	134,248 円	136,071 円	種 138,400 円
技能労務職	高校卒	154,909 円	131,745 円	
	中学卒		118,767 円	
教育職	大学卒	165,094 円	194,077 円	
	高校卒		144,526 円	
消防職	大学卒	171,496 円		
	高校卒	138,516 円		

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(18年4月1日現在)

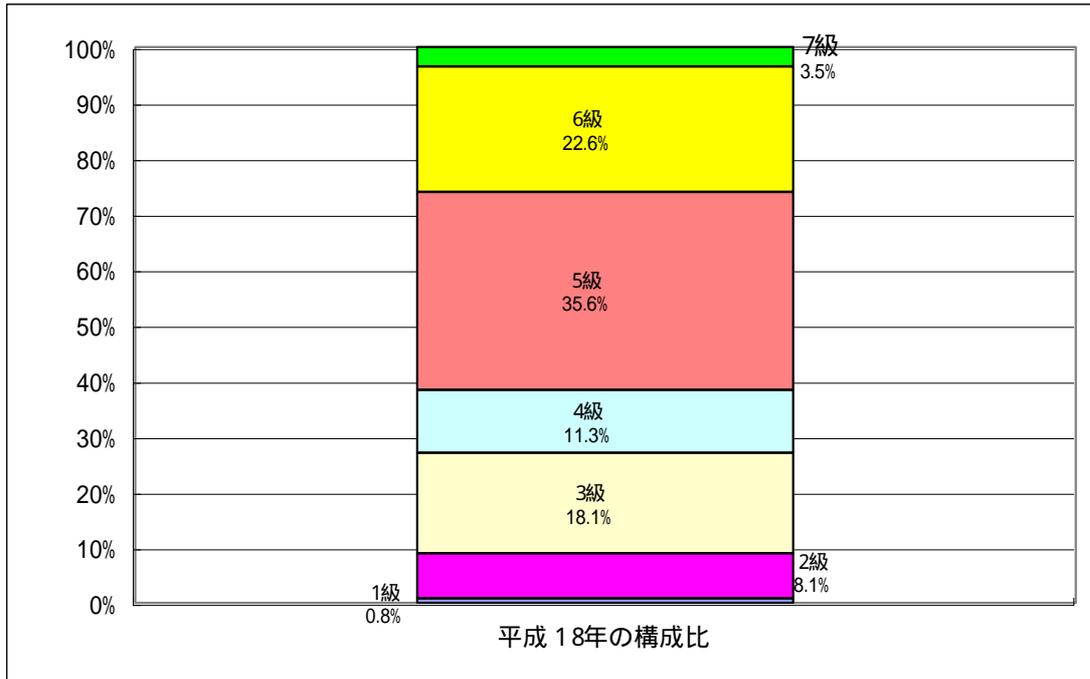
区 分		経験年数 10年	経験年数 15年	経験年数 20年
一般行政職	大学卒	245,022 円	295,171 円	347,066 円
	高校卒	198,850 円	245,022 円	295,171 円
技能労務職	高校卒	237,262 円	274,704 円	327,181 円
	中学卒	198,850 円	245,022 円	295,171 円
教育職	大学卒	245,022 円	295,171 円	347,066 円
	高校卒			
消防職	大学卒	252,685 円	303,222 円	354,147 円
	高校卒	206,222 円	252,685 円	303,222 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(18年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主 事	3 人	0.8 %
2 級	副主査	30 人	8.1 %
3 級	主 査	67 人	18.1 %
4 級	係 長	42 人	11.3 %
5 級	課長補佐	132 人	35.6 %
6 級	課 長	84 人	22.6 %
7 級	部 長	13 人	3.5 %

- (注) 1 橋本市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給期間短縮の状況

区分		全職種
17年度	職員数	人
	A	
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数	人
	B	
	比率	%
	B/A	
16年度	職員数	人
	A	
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数	人
	B	
	比率	%
	B/A	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

橋本市	和歌山県	国
1人当たり平均支給額(17年度) 1,723 千円	1人当たり平均支給額(17年度) 1,918 千円	
(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当(18年4月1日現在)

橋本市			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%)		
1人当たり平均支給額 13,050 千円 25,286 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、17年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

(18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)		76,686 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
橋本市	3 %	895 人	1 %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
橋本市	未定	3 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとなっています。

(4) 特殊勤務手当（18年4月1日現在）

支給実績（17年度決算）		12,768	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）			円
職員全体に占める手当支給職員の割合（17年度）			%
手当の種類（手当数）		13	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	市税事務に専ら従事する職員	市税事務	賦課業務 月額 2,000円 徴収業務 月額 3,000円
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業に従事した職員	感染症防疫作業	日額 500円
ケースワーカー手当	福祉事務所に勤務するケースワーカー	ケースワーカーの業務	月額 3,000円
清掃作業手当	清掃作業に従事する職員	清掃作業	日額 700円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人の取扱いに従事した職員	行旅死亡人の取扱い	1件 2,000円
工事現場監督手当	工事現場の監督業務に従事する技術吏員等	工事現場の監督業務	月額 2,000円
死犬猫等処理手当	道路上における動物（犬、猫等）死体の処理をした職員	道路上における動物（犬、猫等）死体の処理業務	1件 1,000円
機関部作業手当	消防署に勤務する職員	機関員の業務	普通自動車以下 月額 1,500円 大型特殊自動車 月額 3,000円
夜間特殊業務手当	消防署に勤務する職員	深夜における通信、受付業務等	1回につき 600円
火災等非常出動手当	消防署に勤務する職員	水、火災等に伴う非常出動	1回につき 500円
救急出動手当	消防署に勤務する職員	管内の救急出動	昼間 150円 夜間 300円
救命救急士手当	消防署に勤務する職員で、救命救急士の業務に従事する者	救急救命士の業務	月額 8,000円
防災航空隊手当	和歌山県防災航空センターの業務に従事する消防吏員	和歌山県防災航空センターの業務	月額 30,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（17年度決算）	221,306	千円
職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）		千円
支給実績（16年度決算）		千円
職員1人当たり平均支給年額（16年度決算）		千円

(6) その他の手当 (18年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (17年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族のうち2人までは各6,000円(扶養親族でない配偶者がある場合は、そのうち1人は6,500円。配偶者がいない場合は、そのうち1人は11,000円。)その他3人目以降は1人につき5,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	同じ		77,832 千円	円
住居手当	借家の場合(家賃が12,000円を超える場合に限り)家賃の額に応じて27,000円を限度として支給 持家の場合 新築又は購入の日から5年間は3,500円、以後1,000円を支給	異なる	持家の場合 新築又は購入の日から5年間は2,500円、以後支給なし	16,678 千円	円
通勤手当	交通用具利用の場合 通勤距離が片道2km以上の場合において、その距離に応じ2,000円から24,500円までの額を支給 ただし、自動車を使用することを常例とする職員で、勤務場所の周辺において駐車場を借り受け、賃借料を負担している場合は、その実費額(限度額6,000円)を別に支給 交通機関利用の場合 負担している運賃額(原則として6ヵ月定期券の額を6で除した額)に応じ5,000円を限度として支給	異なる	交通用具利用の場合 24,500円を限度として支給	43,551 千円	円
管理職手当	役職に応じ給料月額額の100分の25を超えない範囲内で支給	同じ		54,672 千円	円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給されることとなる職員が、週休日等に臨時又は緊急の必要により勤務した場合、当該勤務時間が6時間を超えることとなる勤務1回につき12,000円を超えない範囲内で支給	同じ		172 千円	円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合、勤務1時間あたりの給与額の100分の25に相当する額に当該勤務時間数を乗じて得た額を支給	同じ		3,270 千円	円

単身赴任手当	公署を異にする異動又は 在勤する公署の移転に伴 い転居し、やむを得ない 事情により同居していた 配偶者と別居し、単身で 生活することを常況とし、 距離制限を満たす職員に 支給	同じ		千円	円
宿日直手当	宿日直勤務をした場合、1 回につき4,200円(年末年 始(12月29日～翌年1月3 日)に勤務した場合は 3,000円を加算した額)を 支給	異なる	宿日直勤務 をした場合 1回につき 4,200円	1,773 千円	円

5 特別職の報酬等の状況(18年4月1日現在)

区分	給料	月額	額	等
給料	市長	801,000 円 ()	1,007,000 円 /	619,500 円
	助役	722,000 円 ()	817,000 円 /	550,800 円
	収入役	646,000 円 ()	722,000 円 /	486,000 円
報酬	議長	520,000 円 ()	690,000 円 /	330,000 円
	副議長	470,000 円 ()	620,000 円 /	272,300 円
	議員	440,000 円 ()	560,000 円 /	217,700 円
期末手当	市長 助役 収入役	(17年度支給割合) 4.40 月分		
	議長 副議長 議員	(17年度支給割合) 4.40 月分		
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市長	801,000円 × 在職月数 × 44/100	16,917,120円	任期毎
	助役	722,000円 × 在職月数 × 30/100	10,396,800円	任期毎
	収入役	646,000円 × 在職月数 × 22/100	6,821,760円	任期毎
	備考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

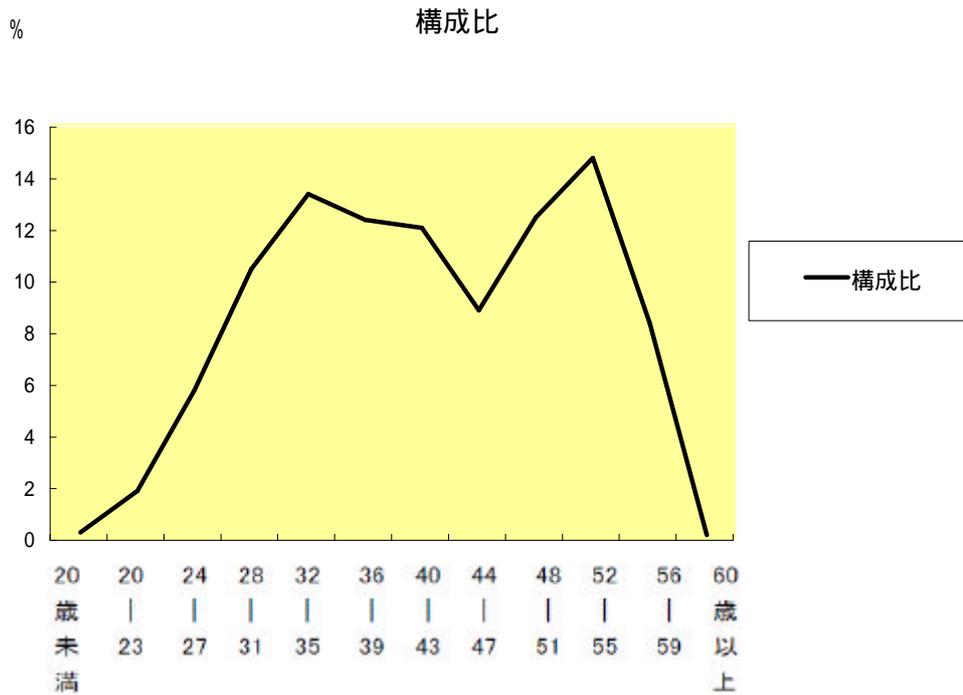
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成 18年	平成 17年			
普通会計部門	議 会	7	8	-1	退職者不補充による	
	総 務	107	105	2	合併に係る事務量の増による	
	税 務	30	34	-4	退職者不補充による	
	民 生	146	151	-5	退職者不補充による	
	衛 生	71	76	-5	退職者不補充による	
	一 般 行 政 部 門	労 働	-	-	-	
	農林水産	31	32	-1	退職者不補充による	
	商 工	10	7	3	合併にともなう事務量の増による	
	土 木	69	70	-1	退職者不補充による	
	計	471	483	-12	<参考> 人口1,000人当たり職員数 6.75 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 6.35 人)	
	教育部門	97	97	0		
	消防部門	56	56	0		
	小 計	624	636	-12	<参考> 人口1,000人当たり職員数 8.95 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 8.63 人)	
公営企業等会計部門	病 院	236	221	15	医療体制強化のためスタッフの増員	
	水 道	28	30	-2	退職者不補充による	
	下 水 道	22	23	-1	退職者不補充による	
	そ の 他	22	24	-2	退職者不補充による	
	小 計	308	298	10		
合 計		932	934	-2	<参考> 人口1,000人当たり職員数 13.36 人	
		[1,019]	[1,046]	[-27]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (18年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	2人	17人	53人	97人	124人	114人	112人	82人	115人	137人	77人	1人	931人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日~平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
934人	920人	-14人	-1.5%

(参考) 橋本市定員適正化計画における定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成18年4月1日	平成23年3月31日	-59

(注) 数値目標は、市民病院を除く人数です。

定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

部 門	区 分	17年	18年		18年～	（参考） 数値目標
		計画始期	1年目		年 計	
一般行政	職員数	483	471			434
	増減		-12		(%)	
教 育	職員数	97	97			89
	増減		0		(%)	
消 防	職員数	56	56			56
	増減		0		(%)	
公 営 企 業 等 会 計	職員数	298	308			341
	増減		10		(%)	
計	職員数	934	932			920
	増減		-2		(%)	

（注）1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 16年度の総費用に占 める職員給与費比率
17年度	千円 1,451,166	千円 -49,809	千円 209,273	% 14.4	% -

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末 勤勉手当	計 B	
17年度	人 25	千円 126,799	千円 23,781	千円 54,510	千円 205,090	千円 8,204

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,971

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、平成18年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

平成18年3月1日に「旧橋本市」と「旧高野口町」とが合併し、「橋本市」となったため、平成17年度以前の数値等は、一部省略しています。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(18年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	47.5 歳	414,066 円	592,375 円
団体平均	42.2 歳	371,999 円	587,343 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業		一般行政職	
1人当たり平均支給額(17年度) 2,181 千円		1人当たり平均支給額(17年度) 1,794 千円	
(17年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 (1.60)月分		(17年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 (1.60)月分	
勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分		勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(18年4月1日現在)

水道事業			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	21.00 月分	27.30 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 Q~20%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 Q~20%)		
1人当たり平均支給額 千円 千円			1人当たり平均支給額 12,726 千円 27,545 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、17年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)		4,000 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
橋本市	3 %	25 人	3 %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
橋本市	未定	未定

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

エ 特殊勤務手当(18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)		729 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度)		%	
手当の種類(手当数)		3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
業務手当	徴収等の現金取扱いをする職員	徴収等の現金取扱業務	月額 2,000円
工務業務手当	水道工務課に勤務する技術職員	工事現場の監督業務	月額 2,000円
浄水場手当	浄水場に勤務する職員	浄水場の業務	月額 1,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	5,093 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	千円
支給実績(16年度決算)	千円
職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	千円

(注) 時間外勤務手当には、「旧高野口町」で支給された休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当(18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(17年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族のうち2人までは各6,000円(扶養親族でない配偶者がある場合は、そのうち1人は6,500円。配偶者がいない場合は、そのうち1人は11,000円。)その他3人目以降は1人につき5,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	同じ		6,376 千円	円
住居手当	借家の場合(家賃が12,000円を超える場合に限る)家賃の額に応じて27,000円を限度として支給 持家の場合 新築又は購入の日から5年間は3,500円、以後1,000円を支給	同じ		796 千円	円

通勤手当	交通用具利用の場合 通勤距離が片道 2km以上の 場合において、その距離 に応じ2,000円から24,500 円までの額を支給 ただし、自動車を使用す ることを常例とする職員 で、勤務場所の周辺にお いて駐車場を借り受け、 賃借料を負担している場 合は、その実費額(限度 額6,000円)を別に支給 交通機関利用の場合 負 担している運賃額(原則と して6ヵ月定期券の額を6 で除した額)に応じ5,000 円を限度として支給	同じ		2,263 千円	円
管理職手当	役職に応じ給料月額 の100分の25を超えない 範囲内で支給	同じ		4,524 千円	円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給され ることとなる職員が、週休 日等に臨時又は緊急の必 要により勤務した場合、当 該勤務時間が6時間を超 えることとなる勤務1回に つき12,000円を超えない 範囲内で支給	同じ		千円	円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午 後10時から翌日の午前5 時までの間に勤務した場 合、勤務1時間あたりの給 与額の100分の25に相当 する額に当該勤務時間数 を乗じて得た額を支給	同じ		千円	円
単身赴任手当	公署を異にする異動又は 在勤する公署の移転に伴 い転居し、やむを得ない 事情により同居していた 配偶者と別居し、単身で 生活することを常況とし、 距離制限を満たす職員に 支給	同じ		千円	円
宿日直手当	宿日直勤務をした場合 1 回につき4,200円(年末年 始(12月29日～翌年1月3 日)に勤務した場合は 3,000円を加算した額)を 支給	同じ		千円	円

(2) 病院事業
職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 16年度の総費用に占 める職員給与費比率
17年度	千円 5,264,929	千円 -1,270,553	千円 2,405,865	% 45.7	%

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
17年度	人 225	千円 916,280	千円 412,558	千円 364,396	千円 1,693,234	千円 7,525

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 7,040

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、平成18年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(18年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
病院事業	36.9 歳	364,927 円	650,326 円
団体平均	42.2 歳	371,999 円	587,343 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

病院事業				一般行政職			
1人当たり平均支給額(17年度) 1,620 千円				1人当たり平均支給額(17年度) 1,794 千円			
(17年度支給割合)				(17年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
3.00 月分		1.45 月分		3.00 月分		1.45 月分	
(1.60)月分		(0.75)月分		(1.60)月分		(0.75)月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(18年4月1日現在)

病院事業			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	21.00 月分	27.30 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 Q~20%)			定年前早期退職特例措置 Q~20%)		
1人当たり平均支給額	1,112 千円	21,925 千円	1人当たり平均支給額	12,726 千円	27,545 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、17年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)		28,950 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
橋本市(医師・歯科医師以外)	3 %	200 人	3 %
橋本市(医師・歯科医師)	15 %	36 人	3 %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
橋本市(医師・歯科医師以外)	未定	未定
橋本市(医師・歯科医師)	未定	未定

(注)国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

エ 特殊勤務手当(18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)		65,144 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度)		%	
手当の種類(手当数)		10	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師、歯科医師手当	医師、歯科医師	医師、歯科医師の業務	月額 医師、歯科医師免許取得後 3年以上5年未満 50,000円 5年以上10年未満 70,000円 10年以上15年未満 100,000円 15年以上20年未満 120,000円 20年以上 150,000円
看護師手当	看護師、准看護師	看護師、准看護師の業務	月額 3,800円
放射線技師手当	放射線技師	診療放射線技師の業務	月額 7,000円
臨床検査技師手当	臨床検査技師	臨床検査技師の業務	月額 4,500円
薬剤師手当	薬剤師	薬剤師の業務	月額 2,000円
夜間看護手当	看護師、准看護師	看護師、准看護師の夜間業務	1回につき 1,800円
院内待機手当	看護師、准看護師	看護師、准看護師の院内における待機業務	1回につき 3,000円
夜間救急医療呼出手当	医師を除く職員	夜間において救急医療のため呼出を受けたとき	1回につき 2,000円
病院群輪番制待機手当	医師、看護師	病院群輪番制による待機業務	1回につき 土曜日の昼間 3,000円 土曜日の夜間、日曜日及び休日の昼夜 6,000円
院外待機手当	医師	院外における待機業務	1回につき 土曜日・日曜日・休日の昼夜、平日の夜間 1,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	121,070 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	千円
支給実績(16年度決算)	千円
職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	千円

カ その他の手当（18年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (17年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族のうち2人までは各6,000円（扶養親族でない配偶者がある場合は、そのうち1人は6,500円。配偶者がいない場合は、そのうち1人は11,000円。） その他 3人目以降は1人につき5,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	同じ		19,413 千円	円
住居手当	借家の場合（家賃が12,000円を超える場合に限る）家賃の額に応じて27,000円を限度として支給 持家の場合 新築又は購入の日から5年間は3,500円、以後1,000円を支給	同じ		14,627 千円	円
通勤手当	交通用具利用の場合 通勤距離が片道2km以上の場合において、その距離に応じ2,000円から24,500円までの額を支給 ただし、自動車を使用することを常例とする職員で、勤務場所の周辺において駐車場を借り受け、賃借料を負担している場合は、その実費額（限度額6,000円）を別に支給 交通機関利用の場合 負担している運賃額（原則として6か月定期券の額を6で除した額）に応じ55,000円を限度として支給	同じ		29,164 千円	円
管理職手当	役職に応じ給料月額額の100分の25を超えない範囲内で支給	同じ		28,824 千円	円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給されることとなる職員が、週休日等に臨時又は緊急の必要により勤務した場合、当該勤務時間が6時間を超えることとなる勤務1回につき12,000円を超えない範囲内で支給	同じ		千円	円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合、勤務1時間あたりの給与額の100分の25に相当する額に当該勤務時間数を乗じて得た額を支給	同じ		36,652 千円	円
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限を満たす職員に支給	同じ		270 千円	円

宿日直手当	<p>宿直勤務をした場合 医師 1回につき20,000円、医師以外の医療従事職員 1回につき7,200円、看護部管理当直職員 1回につき5,900円、その他の職員 1回につき 4,200円</p> <p>日直勤務をした場合 医師 1回につき20,000円、医師以外の医療従事職員 1回につき7,200円、看護部管理当直職員 1回につき5,900円、その他の職員 1回につき 4,200円</p> <p>ただし、年末年始(12月29日～翌年1月3日)に勤務した場合は3,000円を加算した額</p>	異なる	1回につき4,200円(年末年始(12月29日～翌年1月3日)に勤務した場合は3,000円を加算した額)を支給	37,155 千円	円
研究手当	<p>給料の支給を受ける医師、歯科医師に対し支給</p> <p>医師、歯科医師免許を取得した日から起算した期間に応じ、それぞれ次の金額を支給</p> <p>10年未満 40,000円、10年以上15年未満 60,000円、15年以上 80,000円</p> <p>ただし、認定医の資格有する者にあつては、上記金額に20,000円を加算した額</p>	異なる	制度なし	31,290 千円	円